

守谷市教育委員会定例会会議録 平成30年2月

1. 日 時 平成30年2月26日(月) 午前9時30分
2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第2委員会室
3. 出席委員 教 育 長 後藤 光良
教育長職務代理者 町田 香
教育委員 山本 キヨ
教育委員 萩谷 直美
教育委員 河原 健
4. 欠席委員 なし
5. 説明のための出席者
教育部長 山崎 浩行
教育部次長兼生涯学習課長 飯塚 哲夫
参 事 補 濱田 耕志
学校教育課長 小島 義久
指導室長 奈幡 正
学校給食センター所長 江幡 徳照
6. 傍 聴 人 な し
7. 会議に付した事項
 - (1) 議決事項
議案第 4 号 「守谷市教育委員会委員の辞職の同意について」
議案第 5 号 「平成30年度(平成29年度分)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」
議案第 6 号 「守谷市いばらき若者塾事業参加補助金交付要綱を廃止する告示」
議案第 7 号 「守谷市学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」
議案第 8 号 「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」
 - (2) 報告事項
報告第 1 号 「守谷市図書館協議会の報告について」
 - (3) その他
「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

<p>【1. 開会宣言】</p> <p>教育長</p>	<p>午前 9 時 30 分</p> <p>開会を宣言</p>
<p>【2. 会議録署名委員の指名】</p> <p>教育長</p>	<p>本会の会議録署名人を指名</p>
<p>【3. 議決事項】</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>議案第 4 号「守谷市教育委員会委員の辞職の同意について」説明を求める。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和 30 年教委規則第 3 号）に基づき審議経過は非公開】</p> <p>議案第 5 号「平成 30 年度（平成 29 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」説明を求める。</p> <p>議案第 5 号「平成 30 年度（平成 29 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」説明する。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき実施するものです。</p> <p>主な内容は、教育委員会の事務について 1. 「目標、取組概要」、2. 「自己評価」、3. 「今後の課題と対応の方向性」、4. 「外部からの意見」の四つの項目から評価するもので、評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用するため、点検評価委員を委嘱し意見を頂くものです。評価対象を重点事業・新規事業に絞り込み分かり易い評価づくりに努めます。</p> <p>各委員に質疑を求める。</p> <p>評価は改善につながって意義のあるものだと思う。課題が指摘された事項は次年度に改善を図る努力をお願いします。</p> <p>議案第 5 号「平成 30 年度（平成 29 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」採決する。</p> <p>異議なし</p> <p>異議なしと認め、原案のとおり可決する。</p> <p>議案第 6 号「守谷市いばらき若者塾事業参加補助金交付要綱を廃止する告示」について説明を求める。</p> <p>議案第 6 号「守谷市いばらき若者塾事業参加補助金交付要綱を廃止する告示」について説明する。</p> <p>本案は、当該事業の廃止に併せ要綱を廃止するものです。</p>

<p>教育長 委員 教育長</p>	<p>各委員に質疑を求める。 特になし 議案第 6 号「守谷市いばらき若者塾事業参加補助金交付要綱を廃止する告示」について採決する。</p>
<p>委員 教育長 学校給食センター所長</p>	<p>異議なし 異議なしと認め、原案のとおり可決する。 議案第 7 号「守谷市立学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」について説明を求める。 議案第 7 号「守谷市立学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」について説明する。 本案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、補助執行する市長の権限に属する事務である学校給食センターの運営について、守谷市立学校給食センター運営規則の一部を改正するものです。</p>
<p>教育長 委員 学校給食センター所長</p>	<p>各委員に質疑を求める。 規則で定めていた事項を条例に規定する理由はなぜか。 附属機関の審議会に関しては、条例に定めることが必要となる。</p>
<p>教育部長</p>	<p>地方自治法第 138 条の 4「委員会、委員及び附属機関の設置」、同条第 3 項「地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会を置くことができる」と規定されていることが根拠となる。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第 7 号「守谷市立学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」について採決する。</p>
<p>委員 教育長 【4. 報告事項】 教育長 生涯学習課長</p>	<p>異議なし 異議なしと認め、原案のとおり可決する。 議案第 8 号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」説明を求める。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和 30 年教委規則第 3 号）に基づき審議経過は非公開】 報告第 1 号「守谷市図書館協議会の報告について」報告を求める。 報告第 1 号「守谷市図書館協議会の報告について」報告する。 平成 29 年 11 月 2 日に守谷市図書館協議会に諮問した「守谷市立図書館等の 31 年度からの運営体制について」及び「守</p>

<p>【5. その他】</p>	<p>谷市立図書館等の運営に対する評価について」答申があったので報告する。</p> <p style="text-align: center;">—資料に基づき報告—</p> <p>報告を受け、委員から多くの意見を頂いた。答申内容では「現在の経費を上回ることなく市民サービスの水準を維持すること」が前提となる。答申内容を尊重しつつ、経費、市民サービスについて精査し教育委員会としての意見をまとめていく。</p>
<p>教育長</p> <p>教育長 指導室長</p>	<p>小中学校の現状について報告を求める。</p> <p>資料に基づき以下について報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問・研修事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 一貫教育研修会（1/30 講師：聖徳大学廣嶋教授） ・ 道徳教育推進委員会（1/31） ・ 情報教育推進委員会（2/2） ・ 新表現運動講習（2/7 御所小） ・ コンプライアンス研修（2/14） ・ 冬季インタラクティブフォーラム（2/24） 2 児童生徒の様子について <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生保護者説明会について ・ 学年末PTAについて ・ 避難訓練・講習・講演等の実施について ・ 学級・学年閉鎖状況について ・ 表彰関係について 3 一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流教室・乗り入れ授業について 4 教職員・児童生徒の交通事故について <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について <p>件数 小学校 7 件 中学校 7 件（2 月 26 日現在）</p> <p>要因 自転車 12 件 その他 2 件</p> <p style="padding-left: 2em;">※児童生徒の不注意 9 件</p> <p>程度 打撲又は擦過傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の交通事故の状況 <p>件数 15 件（2 月 26 日現在）</p> <p>要因 自動車 過失 3 件</p> 5 いじめの現状について <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数と対応について（1 月末現在） <p>認知 78 件</p>

